

○熊本市市民活動支援センター規則

平成 13 年 5 月 30 日

規則第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市民協働推進課のボランティア活動その他の公益的な活動(以下「ボランティア活動等」という。)の推進業務の円滑な運営と市民の利便性の向上を図るための熊本市市民活動支援センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 16 規則 4・平 18 規則 2・平 19 規則 42・一部改正)

(位置)

第 2 条 センターは、熊本市花畑町 7 番 10 号熊本市産業文化会館 1 階に置く。

(平 18 規則 2・全改)

(センターにおいて行う業務)

第 3 条 センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) ボランティア活動等に関する相談に関すること。
- (3) ボランティア活動等に係る登録及び紹介に関すること。
- (4) 交流の場の提供に関すること。

(平 18 規則 2・一部改正)

(事務取扱時間等)

第 4 条 センターの事務を取り扱う時間は、午前 10 時から午後 7 時 30 分までとする。

- 2 センターは、次に掲げる日は事務を行わないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎月第 2 月曜日及び第 4 月曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

(平 18 規則 2・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(熊本市市民サービスコーナー設置規則の一部改正)

- 2 熊本市市民サービスコーナー設置規則(平成 5 年規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 15 年 2 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 15 年 2 月 22 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 4 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 31 日規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 42 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。